

# 校訂『犬山里語記』（巻の九・十）

日比野 晃

## はじめに

注に記した。

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、名古屋市立博物館蔵本・犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・国会図書館蔵写本・大島家蔵写本・犬山北小学校謄写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。

なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。

一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には、

必要に応じて濁点を施した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは、

通行の字体に改めた。

一、宛字・借字は底本のままとした。

一、明らかな誤字・脱字は断りなく訂した。しかし誤字と思われる

ものには右横に（）をつけて訂し、脱字・脱文であると思われるものには（）をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を

一、衍字は訂さず、底本のままとした。  
一、闕字については一字あけをしなかった。

一、底本には送り仮名の欠けている個所があるが、特に意味がとれない場合に（）をつけて補った以外は、そのままとした。

一、以上のうち、底本に掲載されている証文等については、句読点などを付したが、変体仮名は改めなかつた。

また、本文の語句の注および校異は、語句の右に（）をつけて番号を付し、各巻の末尾にまとめて記した。

巻の九についてみると、名古屋市立博物館蔵本は注の59・72から一八二一年（文政四）以降で一八二八年（文政十一）以前の間に執筆されたものであることが云える。一方、底本の原本は注の47・60から一八二九年（文政十二）十二月以降に執筆されたことがわかる。

巻の十の妖怪の部における各物語の配列は、名古屋市立博物館蔵本は底本のそれと異なっている。また、底本には目録がついているが、目録の物語以外に二話が本文に加えて記載されている。

## 犬山里語記 卷の九 目録

## 犬山里語記 卷の九

一、平岩様御家中、犬山御城番に被為成候事

一、犬山御代官始の御名前

一、犬山町奉行所始の事<sup>井</sup>歴代の御名前

一、犬山惣年寄（の）名前・年曆の事

一、十式（ヶ）町の町代の事

一、宗門帳判形の事<sup>井</sup>御触出

一、御用のはじまりの事<sup>(日)</sup>

一、町庄屋の事

一、野島庄屋の事

一、川庄屋の事

一、犬山大庄屋の事

一、御成の節、御目見可仕（候）家筋（の）事

一、殿様へ御目見仕候名前の事

一、宗門御改一札差出し名前<sup>井</sup>一帳一札の事<sup>(1)</sup>

一、平岩様<sup>(2)</sup>御家中の内、犬山御城番に被（為）成候衆中  
（タメシキタクニ）

高五拾石

深津太左衛門

高四拾五石

戸丸十郎右衛門<sup>(3)</sup>

同

天野内右衛門

高五拾五石

中根七右衛門

阿知波治太夫

高六拾石

石川甚兵衛

中野与四郎<sup>(4)</sup>

同

本間八右衛門

都筑惣右衛門

同

手嶋久右衛門

平岩左之助<sup>(5)</sup>

同

寺前猪兵衛

小柳津平兵衛<sup>(6)</sup>

同

井上喜左衛門

土屋与助

同

沢登勘兵衛

青山荷右衛門

同

高三拾五石

村井太兵衛<sup>(6)</sup>

同

高六拾五石

大岡九右衛門<sup>(8)</sup>

同

徳光三太夫

高五拾三石五斗中根分左衛門

同

高六拾七石五斗川合佐左衛門<sup>(7)</sup>

高七拾石

同

市川藤右衛門

前嶋左右衛門

同

佐藤竹右衛門

高七拾石

同

高七拾五石

宇野十太夫

同

三浦茂太夫

高三拾七石五斗竹川四兵衛

同

丞<sup>(10)</sup>

岩間

高三拾石五斗飯田郷右衛門<sup>(9)</sup>

柴田猪右衛門

後入

高百三拾石 前嶋九郎兵衛 高式百石 志村孫左衛門<sup>(12)</sup>  
合高 式千六拾壱石 為右侍衆、犬山御天主御城御番<sup>(井)</sup>破損以下此役者ニ而堅可被仰付  
候、以上

六月六日

志水甲斐守 居判

竹腰山城守 居判

成瀬隼人正 居判

平岩掃部殿

一、犬山御城、平岩様御卒去より御当家様御入城迄六年の間無主也。

此城番衆の御属は右の頃なる由。御城番領知は一統橋爪村にて宛行はる。右人数、当御家中に被召出候御方も有之、又は御城番に新規御抱も有之、御当家様にて御城代の御采配也。併、国侯(へ)御目見相済居候。寛政十一年十一月十九日、右御城番役の衆々、國侯御馬廻り組に被召出、領知は元高の通夫々の村々にて被下置、名古屋へ引越被仰付。橋爪村は跡御城番領知に罷成、犬山御藏入と成にける。

此橋爪領知の事、御城番衆の内にて両人御代官役御勤有り。

一統の御収納御取計有之事、御仲間抱への手代壱人、外に犬山より明知方御手代壱人差添にて支配ありし事也。<sup>(15)</sup>

一、平岩の御家来衆、成瀬組同心百壱人・渡辺組同心三拾三人・御城代組同心五拾七人・犬山御城番三拾壱人・御深丸衆などと分け

させ給ふ。百壱人の御同心三十餘騎は犬山に御住居、其余は名古屋御住居にて有之。折節、名古屋衆・犬山衆の入替給ふ事有。天

明年中に騎馬組と改。<sup>(16)</sup> 寛政五年十一月十九日に寄合組と相成、名

古屋にて犬やま寄合組と有之処、文化九年申に右犬山寄合の名目止む。

一、御当家様にて御城代の始は千田善左衛門と聞へける。<sup>(17)</sup> 大坂御陣軍功有、御城代を上意にて勤させ給ふと里語に聞へ侍る。

一、明暦の初に御代官前嶋助右衛門・竹川四兵衛といふ者御触書有。御城番衆よりむかしは勤させ給ふもの欽。

此御兩人、御代官役前嶋九郎兵衛は、今申す御勘定奉行役勤させ給ふ欽。志村氏は町奉行所(役)也と聞侍る。<sup>(18)</sup>

一、犬山町奉行は志村孫左衛門、大坂軍功に依て勤させ給ふと聞ゆ。爰に志村の古傍輩、甲州浪人川嶋伝七と云人有り。志村をたよりて犬山に來り、志村に寓居す。志村、御役を蒙りて役事多し。川嶋これを助く。何となく手代の如し。其子、伝七代に町方御手代に(ぞ)成にける。

むかしは、御手代役は諸役所ともその頭の自分かゝえにてありし由。御当地丁町御手代御給分も御同心の領知より渡し由。<sup>(19)</sup>

志村孫左衛門

手代、川嶋伝七<sup>(20)</sup>

前嶋九郎兵衛 正保元年より万治迄

横内理右衛門 初は不知、明暦二年迄

手代、不知

理右衛門跡 三村清右衛門 明暦二年より貞享四年迄

手代、丹羽半太夫・近藤平右衛門

上田久兵衛 貞享四年より元禄七年迄

手代、鷺見半左衛門・川嶋兵助・(林新平)・池村八右衛門

清右衛門跡 吉村卯右衛門(22)

今井新右衛門(23) 貞享五年より元禄七年迄

新右衛門跡 手代、川嶋兵助・鷺見半左衛門・近藤平右衛門・林新兵

横内猪右衛門跡 横内猪右衛門 元禄七年三月より(同)十四年迄

久兵衛跡 手代、近藤平右衛門・鷺見半左衛門・川嶋兵助・林新平(24)

土屋与五右衛門跡 土屋与五右衛門 元禄七年より(同)十三年迄

手代、同断

天野市兵衛跡 天野市兵衛 元禄十三年辰より(同)十七年迄

手代、近藤彦八・鷺見半左衛門・川嶋兵助・林新平

片山金左衛門跡 片山金左衛門 元禄十四年より

手代、近藤彦八・鷺見半左衛門・池村長右衛門・川嶋伝七

市兵衛跡 土屋与五右衛門(25) 宝永二年より享保十年迄

(此土屋一  
代目) 手代、川嶋伝七・鷺見半左衛門・近藤彦八・林新平

藤井庄兵衛 年曆不知(27)

手代、近藤彦八・池村長右衛門・川嶋伝七・前野十右衛門

片山金左衛門跡 片山金左衛門 享保十年巳二月廿七日より

手代、同断。藤井付手代、近藤文左衛門・川嶋伝七

手代、同断

(庄兵衛跡) 雨宮忠左衛門(29)

最初、志村御氏より御両所共御同心にて御勤被給候処、雨宮御氏  
初て御家中より御勤被遊候。

雨宮忠左衛門

手代、川嶋伝七・近藤文左衛門

久兵衛跡 横井弥三右衛門(30) 寛延二年より同三年迄

手代、同断

忠左衛門跡 岩田又左衛門(御家中) 寛延二年より宝暦十年迄

鈴木勘之右衛門跡 手代、(川嶋伝七・丹羽郡内)(31)

跡三右衛門跡 鈴木勘之右衛門(御同心) 寛延三年より宝暦五年迄

此鈴木御氏、故有て御立退の処、御家中え被召帰候。

岩田

勘之右衛門跡 藤村源右衛門 宝暦五年より同十弐年迄

此藤村御氏よりして御両所共、以後御家中より御勤に相成候。

藤村 手代、丹羽郡内・前野十右衛門

又左衛門跡 前嶋忠兵衛 宝暦十年より明和七年迄

手代、右同断

源右衛門跡 宮川弾平 手代、前野十右衛門・丹羽所右衛門

忠兵衛跡 岩田又左衛門 明和七年より天明二年迄

弾平跡 高田専右衛門 明和七年より天明五年迄

<p>高田 又左衛門跡 山本七郎兵衛</p> <p>天明二年より同三年迄</p>
<p>七郎兵衛跡 宮川弥兵衛</p> <p>天明三年より寛政三年迄</p>
<p>手代、右同断 矢口伴右衛門</p> <p>天明五年より文化六年迄</p>
<p>手代、丹羽所右衛門</p> <p>天明八年申五月十一日に御役米三石づつ年々被下置候。<sup>(34)</sup></p>
<p>矢口 藤村 恰</p> <p>寛政三年より同五年迄</p>
<p>岩田又左衛門</p> <p>寛政五年より同九年迄</p>
<p>手代、鷺見清左衛門</p> <p>寛政九年より享和三年迄</p>
<p>矢口 吉田半兵衛</p> <p>享和三年より文化三年迄</p>
<p>手代、鷺見清左衛門</p> <p>寛政九年より享和三年迄</p>
<p>矢口 長嶋浪江</p> <p>手代、鷺見清左衛門、跡役瀧野左内</p>
<p>浪江跡 高田鉄平治</p> <p>文化三年より同十五年迄</p>
<p>手代、瀧野庄吾と改名<sup>(39)</sup></p>
<p>高田 又左衛門跡 山本七郎兵衛</p> <p>文化六年より文政十三年迄</p>
<p>伴右衛門跡 後、治郎太夫と改名 手代、丹羽病死跡、同苗勇治転役。後、小守弥三郎<sup>(41)</sup></p>
<p>山本 鉄平治跡 重松治兵衛</p> <p>文化十五年より文政<sup>(42)</sup></p>
<p>山本 治郎太夫跡 吉田伊左衛門</p> <p>手代、瀧野庄吾<sup>(43)</sup></p>
<p>吉田 謙訪部彦藤</p> <p>文政十三年より</p>
<p>手代</p>
<p>一、犬山惣町代は所に長たるものをして其器を御撰し被仰付候事也。</p> <p>苗字・帯刀他所帯刀御免にて、国侯御成の節、名披露・御目見、御能の節、拝見に罷出候。勿論、殿様へも名披露・御目見仕候。平日の帯刀不仕候得共、祭礼<sup>井</sup>他行又は出火の節、帯刀仕候。宗門御改の義、一帳一札にて指出し候。此役儀相勤候家は子孫迄宗門一帳一札願継にて相済候。当節、九郎兵衛、一本一札に罷成、文政十弐年丑の冬、平日帯刀被仰付、惣町代役名、犬山惣年寄と改号被仰付候。</p> <p>一、御先代に遠藤宗善相勤候哉。松岡味安も元和のころ相勤候哉に</p>

も相見申候。梅村太郎左衛門、犬山庄屋を御先代に相つとめ候よし。御当家様にては沢田与平治、千代姫君様御入輿の節、犬山惣代として江戸表へ罷出、銀廿枚頂戴仕たると云事あり。其節の献上もの不知。其後、練屋町彦助弥五右衛門の組惣代として罷出候節、御姫様・一宮様・広幡大納言様・大殿様え御祝儀申上候節、大殿様へ樽壺荷・箱肴一つ、御姫様へ右同断献上仕、大殿様より銀子五枚、御姫様より銀子壺一枚頂戴仕候由。寅年御継目の節、練屋町孫左衛門、犬山惣代として此係左衛門義は理左衛門の書損なる江戸へ罷出、斗樽一つ・箱肴壺つ献上仕、殿様より銀五枚、千代姫君様え箱肴献上、銀式枚頂戴仕(候)。又辰年、中将様御誕生の節、上本町七郎右衛門、惣代として罷出、殿様・千代姫君様へ箱肴一つづつ献上仕、殿様より銀五枚、姫君様より銀三枚頂戴仕候。寛文七年未九月、中将様・新君様御祝言に付、十月十日飛脚を以(て)大殿様へ御樽一荷・御肴式種但、千鯛廿枚中将様へ同断、千代姫君様・新君様へ箱肴一つづつ献上仕候處、此御二方様は御断にて不納。此節、鶴飼町長蔵老人立、献上物右四御方様え千鯛廿枚づつ箱肴にて献上仕候處、是も御二方様へは不納候。

一、御当家様初て御入城の節、犬山町々御順見に付、松岡味安御案内仕たると聞へける。又、和泉屋弥次右衛門・越後屋平右衛門等、町口え御迎に罷出候て御案内奉申上といふ事有。町々御順見の節は味安宅にて御昼休、御弁当被為召上候由伝へ侍る。

一、今に惣町代役の統たる始は寛文四年甲辰五月四日、神戸弥一郎・山内七郎左衛門此兩人に被仰付候。兩人共上本町の住人也。此時

より町々にて家屋敷売買の節、買主より分一錢として金壺両に付錢百文宛町代へ相納候筈になる。古代は町年寄と唱ふ。

町年寄 寛文四年辰五月四日より 神戸弥一郎

同 同 同断 山内七郎左衛門

同 同 元禄二年巳九月十三日より 小嶋弥次右衛門

此源右衛門勤中、宝永五年子十二月、惣年寄役料金五両、横町町代久右衛門取集、御役所へ差出候處、源右衛門へ相渡候事といふ事有。

惣町代 享保六年丑十二月朔日より 小嶋弥次右衛門宗味

当代より役名惣町代と改る。同八年に祭礼当日の刀相済、同十四年に弥次右衛門願の上、表立候て苗字相名乗候様に相成候。是迄苗字の儀は町方御役所限にて有之事。また、寛保元年酉に、試楽の夜井出火・他行の刀願済

惣町代 寛延三年午七月廿三日より

同 同 四年未二月八日より 保浦利左衛門

市橋平右衛門

此平右衛門に被仰付候節、市橋平右衛門と御披露なり。以前は惣町代誰と御披露有之事なり。

惣町代 宝曆二年五月廿三日より 杉下九郎兵衛徳寿

同 同 六年子七月廿九日より 大飼藤九郎政甫

同 同 安永二年巳閏三月十二日より 保浦善兵衛吉當

同 同 八年亥五月三日より 市橋平右衛門

同 寛政三年亥八月十八日より 杉下九郎兵衛徳一  
同 同九年巳七月十五日より 犬飼藤九郎方政  
同 文化元年子五月八日より 保浦惣兵衛有輝

当役惣兵衛病身に付、文化十二年亥八月八日に杉下九郎兵衛  
徳翁に仕埋役被仰付候。

惣年寄<sup>(47)</sup>

当役、文政十二年丑十二月十八日より惣町代役名を惣年寄と  
改号にて、平日帶刀被仰付候。

杉下九郎兵衛徳翁

上本町

練屋町

中本町

横町

下本町

鍛冶屋町

名栗町

魚屋町

外町

熊野町

四貫五百文

寺内町

三貫文

寺内町

三貫文

寺内町

三貫文

寺内町

三貫文

寺内町

一、惣町代へ為御手当、毎年金三両づつ被下置候。是は文化元年子  
五月十四日に被仰出候。仕埋役へ為御手当、毎年金壱両づつ被下  
置候。町々町代へ為御手当、一人に付武歩づつ。但、壱丁武人づ  
つ。壱人勤の節に金三歩也。

一、十武ヶ町の町代、壱丁武人づつ、今廿五人也。鵜飼町は大丁に有  
之故、享保五年子五月願の上、三人勤に成。むかしは町に年行司  
と唱て四人宛の事も有之。尤、切支丹の御吟味中に春秋兩度宗  
門御改有し時也。其後、年行司武人づつに成、元禄五年申より町  
代と名目改る。

一、町代・庄屋被仰付候節、固の起証文・血判の事は寛文八年申七  
月廿三日に始りたる。血判は産社の拝殿にて有之処、神前に血を  
憚りて、元禄八年亥二月廿八日、熊野山先聖寺客殿へ替る。先聖  
寺へ礼物壱貫貳百文集錢を以て遣し、此後も壱丁より武百文づつ  
礼錢を遣し事也。起証文の文言は大宝房の作也と聞へける。又、

一、上本町・中本町・練屋町・鍛冶屋町、此四ヶ町を根出しといふ。  
諸御役所より諸向へ被遣候御用状、四ヶ町の月番へ御差出し有之、夫  
より村繼を以て相達<sup>(48)</sup>する事也。此四ヶ町の町代、役付にて勤  
中、殿様へ御目見仕、國侯御成の節も御目見<sup>井</sup>御能有之節、拝見に  
罷出候。横町丁代は四ヶ町に准ず。

一、諸役所より御用状、直に月番之御指出し有之候得共、是は大

何の御時より欽、御役所に於て血判被仰付、固の節、御目付様  
御立合の所、寛政六年寅十月十八日、名栗町町代役、新平に被仰  
付候節より御目付様御立合止む。

一、延宝年に惣町の年行司給廿九貫五百文といふ事有。但、上百廿  
壱文、下廿文迄と云。今、御役料被下置候事は左の通。

（右、町々御役料の事は元禄四年未十一月の御改<sup>(49)</sup>。）

一、万治三年子正月廿四日に年行司相勤候者は加番除に被仰付。元  
禄六年酉正月廿五日に町代共日役・出入・亭主番・夜番・同油錢  
等右五役は先年より御免の所、加番・同油錢等相勤候得共、透と  
役なしにて町代相勤可申旨被仰付候。同十年丑十一月、町中後家  
には亭主番御除被仰付候。

根御用状の事。地方へ御渡し、地方より月番へ出候事也。し

かるを為模通、直に月番へ御差出となる。横町の事は、むか  
しはなき横町にて、後に陌通の明たる故、里人、新町と云。

町人は練屋町の住人也。仍て練屋町に准じて諸事勤る事也。<sup>(50)</sup>

一、宗門帳判形の事、むかし御奉行所御屋敷にて有之候由。延享丙寅年より町々町代宅にて判形を勤む。其後、専念寺・常満寺・妙感寺等にも有之。明和年中より御供屋敷に成る。

#### 御領分在々に罷在候一所不仕の者共の覚

一、道心者	一、諸醫師	一、商を止候聖	一、念佛中
一、行人	一、陰陽師	一、陰内	一、神子
一、堂守	一、猿牽	一、事触	一、虚無僧
一、謡舞教候者	一、手習物読教候者	一、日用取	一、さゝら摺
一、比丘尼	一、瞽女	一、座頭	一、さゝら摺
一、穢多	一、茶釜造り	一、鉢飛らき	一、諸商人
一、諸職人			

此外<sup>(51)</sup>も右之類之毛のとも、所之百姓と五人組合仕罷在宗旨致穿鑿候者ハ、弥其通<sup>(52)</sup>而可被差置候、唯今迄組合無之者も所之者共組合可仕と申者をハ組合セ、所之者共組合仕間敷と申者之分ハ、其村々江自今以後御預<sup>(53)</sup>被成候間、常々宗旨之儀詮儀仕、危敷者有之者早速可申出候、外<sup>(54)</sup>頤候ハ、御僉議之上、其村々庄屋組頭<sup>(55)</sup>（其）所之者共、其品<sup>(56)</sup>より曲事可被仰付事

一、只今迄有来候右之類之者共も弥遂詮儀、生所不知者一所不仕

之者有之ハ、御藏入地ハ御代官、給所ハ地頭へ相届、夫<sup>(57)</sup>寺社奉行方へ被相断可被受差図事

一、右之類之者共、或ハ他国或ハ他村々（自今）以後<sup>(58)</sup>与風參<sup>(59)</sup>り候

共、一夜之宿も一切仕らさる様可被申付候、併右之類之内、慥成者<sup>(60)</sup>而所<sup>(61)</sup>指置度子細有之者、其趣御歳入（地）ハ御代官、給所者地頭へ相届ケ、夫<sup>(62)</sup>寺社奉行方へ被相達受指図可被申事

寛文七年未三月十九日

#### 覚

一、幾利支丹（宗門之儀）、村中互僉議仕、切支丹と存候者ハ早速可申出候、常々何事<sup>(63)</sup>付而も、宗旨之躰危敷存より（者）有之候ハ、見及候ハ、其村之儀ハ不及申、御領分中者他村之者之儀<sup>(64)</sup>ても早々可申出候、依其品御褒美可被下候事

一、宗旨疑敷様子有之候ハ、縱親類縁者何者<sup>(65)</sup>而も少も依怙顛眞なく早速可申出候、あやしき躰見出し聞出し候心懸、油断仕間敷事

一、五人組之内<sup>(66)</sup>幾利支丹有之、脇<sup>(67)</sup>頤候ハ、御僉議之上、組合之者共可為死罪事

一、切支丹宗門之者を訴人仕候ハ、先年從公義御定之通御褒美被下、其外<sup>(68)</sup>も別而御褒美可被下事

一、御（領）國中<sup>(69)</sup>在々江去未春御触被成候御書付之通、生れ所志れざる毛の又ハ他國<sup>(70)</sup>不<sup>(71)</sup>圖參候者ハ、何者<sup>(72)</sup>よら須弥一夜之宿も

一切仕間敷候、然共不指置して不叶様子有之者者、其所之御代官給人へ早速相断置可申事

右被仰出候五ヶ条之趣、自今以後堅可相守候、於相背輩急度可為曲事者也

申五月 日

此申の五月は寛文八年申五月八日也。<sup>(53)</sup> 宗門帳の文言に、去る未・申両年に被仰出候と有之は右の御時也。又云、廿四ヶ条・五ヶ条の文言も右の訳也。世間にて廿四ヶ条者と云事、多は心得違也。右廿四ヶ条の内には其職品上下有り、惣たいを下品とするにあらず。下品（は）長吏下の廿八番・廿九座の面々なるべし。

一、宗門御改の儀、むかしは年内春・冬兩度づつの処、寛文八年申より春計の御改に成。且、延宝五年已正月廿七日の御触の中に、吉利支丹宗門改、毎歳に有之候得共、向後隔年に可被改之候、依之当春の改被相止、来午二月・三月中に改可被申候、勿論末々迄右の通可被相心得候事。

右御触後、今、毎歳に相成候。年代不知。<sup>(54)</sup>

一、五人組宗門改帳に、父は何年以前相果、母は何年以前に相果と申事、家主の次に認候処、享保九年迄にて、同十年より父母相果候年を不認入候。

切支丹にて被召捕候（者は、父誰何ヶ年以前切支丹にて被召捕候）<sup>(55)</sup> 訳等も認入候事也。

一、御当地の御用日と申て、月々三・八日は寛文四年辰七月以来御定の事と聞へける。

一、むかしは町庄屋と申て、西六町に庄屋老人、東六町に庄屋老人、東西共組頭老人づつ有之、町人の控高御年貢・諸上納取立相納來候處、宝暦十三年より闕役に相成、其町限に其丁の町代へ加役に被仰付候、是迄庄屋給老人に納米四石づつ、組頭は給米弌石宛、村がかりにて取納候處、宝暦以来町代加役に付、老人の町代へ老人づつ御歳米にて被下置候。町庄屋（の）事は殿様へ御目見仕候。

一、御当地にむかしより野島庄屋と云ものあり。犬山羽根村の御高地、犬山の者相控候分、犬山の野島庄屋これを支配す。文化年中、

闕役に相成候。他村の庄屋を御当地にて相つとめ候は、犬山羽根と云いぬ山の規定成るべきを闕役に相成候事、可惜々々。<sup>(57)</sup>

一、鵜飼町に川庄屋と云有、間尺改の役也。諸役除にてつとむ。村方にも川庄屋有。間尺改と申は、寛政九年已迄は川廻りと申て三人有之、川並方取扱來しを、御改革以後、神戸弥兵衛手先より改候事にて、此町に兩人此役始る。川庄屋といふは、むかしより有來候て諸役除のよし聞へける。

一、村方大庄屋と申は、宝暦の末より明和の始まで、内田村に（て）秋野甚助と云もの、苗字・帶刀にてつとむ。其後、闕役になる。六ヶ村庄屋の事は内田村に二人、殿様へ御目見也。中切村に二人、余坂村に武人、大本町・木の下・出来町は老人づつ也。<sup>(58)</sup>

一、國侯御成りに被為在候はば、今、御目見可仕の家々は鈴木玄道・神戸弥兵衛・惣年寄の当役・和泉屋弥五右衛門・越後屋平右衛門・

岩井屋藤兵衛<sup>(61)</sup>・大海屋伊兵衛・尾関屋新左衛門・笛屋清三郎・米沢屋専藏等、其外四ヶ町の町代・問屋也。御能の節も拝見に罷出候。御成の節は松の丸御殿北の御入側にて、殿様御直に御披露被成下置候由に聞へ侍る。万治元年戊十二月御成有之、御目見仕候者は

町医玄信・玄佐<sup>(62)</sup>・玄道、鵜飼町弥兵衛・長蔵・弥右衛門、練屋町

弥次右衛門・利右衛門<sup>(左)</sup>、横町長左衛門、鍛冶屋町自広、上本町弥

一郎・七郎左衛門・市郎右衛門、右十式人と聞へける。献上物仕、

拝領物は玄信・玄道・弥兵衛・長蔵等御時服一つづつ、其余は銀壱枚づつ被下置候。右の外にも御成度々有之候得共、これを略して不記。

一、殿様へ御目見仕候者、承応年に如左見へ侍る。上本町七郎左衛

門・弥一郎・清次郎・七十郎、庄屋猪兵衛、問屋三郎右衛門・と

きや弥左衛門、中本町に彦兵衛、下本町に七左衛門・くらうち惣

左衛門、練屋町弥次右衛門・利左衛門・弥左衛門・又右衛門・平

右衛門・利兵衛・新兵衛、横町長左衛門・文次郎、鍛冶屋町に自

広・清太夫・鍋屋与三右衛門<sup>(63)</sup>・伯楽弥兵衛・大工治兵衛、うかい

丁弥兵衛・長蔵・猪兵衛・孫平治・弥平治・助六等也。

一、御入部の節は夫々仕来の通献上物仕、御目見仕候事。近例は、

御入城御目見は文化十五年寅二月、臨済院赤堀長門守其外の寺院

相済候て、御書院に於て御取次御役の御披露

同御入側にて御通り掛り御目付様御披露

山田玄存

鈴木玄道

石橋東庵

神原安積

今井村  
伊藤玄龍

御書院北の御間にて

神戸弥兵衛

伴 同

慶治

御使者の間御入側に列座、御目付様御披露

名披露 惣町代 保浦惣兵衛

あちこや 平右衛門

細物や 九郎兵衛

米沢や 専藏

大海屋 伊兵衛

さゝや 清三郎<sup>(64)</sup>

包重 松右衛門

日比野庄右衛門

丸や 平兵衛

鍋屋 金八

立石や 六右衛門

さのや 傳八郎

三井や 三左衛門

上本町 町代

中本町 町代

かぢや丁 町代

ねりや丁町代

横町  
町代

（問屋）

榎乘惣代

内田村  
庄屋<sup>(66)</sup>

同村  
船人頭

溜りの御間に於て御用入様御披露

名披露

小嶋弥五右衛門

"

犬飼藤九郎

有我治右衛門

同西の御間にて

名披露

吉野利左衛門

一札に被仰付。其外医師中、弥兵衛・弥五右衛門・源右衛門、自分一札被仰付候。越後屋平右衛門自分一札の事は宝暦三年酉正月、願の上相済。幼年の節は十五歳迄觀類代判可仕候事。今、一札は鈴木玄道・神戸弥兵衛・小嶋弥五右衛門・犬飼藤九郎・山田玄存・石橋東庵・神原安積等也。一帳一札差出しは藤宗哲・大口松元・保浦惣兵衛・杉下九郎兵衛・越後屋平右衛門・包重左右衛門等也。包重は町代永勤に付、文化三年寅二月願の上相済。又、文化十四年丑二月、梅鉢屋久吾、町代永勤に付、一帳一札被仰付候。代勤中と被仰付候。退役の日比野庄右衛門は同十五年寅二月、願の上相済。綿節一代渡被仰付候。綿屋太兵衛、文政十一年に願の上相済、問屋市郎右衛門は文政十二年に願の上相済候。代勤中と被仰付候。村方には有我治右衛門・吉川玄庵等、一札差出し也。鵜飼町松田忠四郎は神戸氏川方相勤候に付、町方御役所へ一帳一札指出し候。右一札の義は町方の御手代の手によらず、御奉行所へ直に差出し候事也。

一、宗門御改自分一札の事は、寛文五年巳七月三日、町年寄弥一郎・七郎左衛門此兩人に始て被仰付候。一帳一札、これは名古屋惣町代花井氏の振合御聞合にて其振になる。此時、神戸長蔵も自分一札被仰付候。長蔵・弥兵衛ともに神戸弥兵衛、是迄は五人組なり。延暦五年巳に喜多川玄信・鈴木玄道・小嶋弥次右衛門、自分一札に被仰付候。元禄十五年春、鍛冶屋町家久・清左衛門、御用人へ一札差出しど成、町方除、御用人支配也。町年寄神戸源右衛門梓多四郎自分一札、享保六年丑十二月願の上、願済に成。瑞泉寺・薬師寺・神主等一札、享保廿年に犬山御役所へ差出しに成。70 同廿一年辰に鈴木玄道一本

注

- (1) 名古屋市立博物館蔵本（以下、名博物館本という）・国会図書館蔵写本（以下、国会図書本という）には、これらの目録は記載されていない。
- (2) 名博物館本・国会図書本では、「平岩主計頭」。
- (3) (2) 名博物館本・国会図書本では、「戸丸十郎左衛門」。刈谷市立図書所蔵の写本『往古犬山分限帳』の平岩掃部組の分限欄（以下、平岩分限帳といふ）では、「戸丸十郎左衛門」。
- (4) 「尾張志」に歴代の城主として平岩掃吉軌が戴せられているが、この記事の中でも城番衆の姓名がその石高を省略して羅列されている。これによると、「中根与四右衛門」。また平岩分限帳では、「中野与四右衛門」。
- (5) 「尾張志」では、「平岩左馬助」。平岩分限帳の五十石取りでは平岩の姓は見当らず、天野の姓でも前出の天野内右衛門のみ。
- (6) 「尾張志」では、「村井与兵衛」。平岩分限帳では、「村井助太夫」。
- (7) 名博物館本・国会図書本・大島家蔵写本（以下、大島家蔵本といふ）。
- (8) 「尾張志」では、「川合佐次右衛門」。犬山市立図書館蔵写本（以下、犬山図書本といふ）では、「川合佐治右衛門」。平岩分限帳で、六十七石左斗取りは「河合惣十郎」。
- (9) 「尾張志」では、「大岡九之右衛門」。平岩分限帳の五十石取りでの大岡姓の者は、「大岡弥十郎」。
- (10) 「尾張志」・平岩分限帳では、「中根分右衛門」。
- (11) 「尾張志」では、「岩間与一之丞」。平岩分限帳では、七十石取りとして「岩間与市丞」。
- (12) 「尾張志」では、「志村孫右衛門」。平岩分限帳では、「志村源五左衛門」。
- (13) 「尾張志」では、「為右之侍衆、犬山御天主御城御番並破損掃除以下此役衆にて堅可被仰付候。」
- (14) 名博物館本・国会図書本では、この前に「右は平岩氏に今に所持といふ事なり。」の記載がある。
- (15) 名博物館本・国会図書本には、この註の記載はない。
- (16) 名博物館本・国会図書本では、この続きを次の記事が記載されている。「寛政五年丑正月十五日より追々大御番組・寄合組・御馬廻り組等へ被召出、御役儀等も被仰付。」
- (17) 名博物館本・国会図書本では、以下次の記載になつていて。「此千田御氏は千葉也。上総国より出給ふて、かみがたに主君を求んとて流牢し、当國に來りて御家に奉公し、大坂御陣に供奉し軍功有。故にして犬山御城代を上意に依て勤給ふと里語に聞侍る。又曰、平岩家の祐筆に夕庵といふ名有、千葉氏にして上総国より出たると聞侍る。いづれなる欽。」
- (18) 名博物館本・国会図書本には、この註の記載はない。
- (19) 同右
- (20) 名博物館本・国会図書本には、この手代の氏名は記載されていない。以下、歴代の犬山町奉行の手代の氏名も、同様に記載されていない。
- (21) 犬山図書本・大島家蔵本に記載。
- (22) 一九三五年に犬山尋常高等小学校（現犬山市立犬山北小学校）の教師達の手によって出された謄写版刷り（以下、犬山北小本といふ）には、この手代に統いて「御足軽、和田六兵衛・高田孫左衛門・稻葉三右衛門・

- (23) 長瀬勘兵衛・高木角左衛門・松浦伝左衛門」の記載がある。  
 今井新右衛門は清右衛門の跡役とされているが、三村清右衛門は貞享四年に退任し、今井新右衛門がその翌年に就任とすればその間に空白が生ずる。処が歴代の町奉行は空席をつくることなく引き継がれているので、三村が退任した年か今井が就任した年が間違っているとも考えられる。あるいは、前記されている上田久兵衛には誰の跡役か記入っていないが、彼は貞享四年に就任となっているので、三村の跡だとしても不自然さはない。
- (24) 一方、歴代の町奉行は二人制で引き継がれているのに、前嶋九郎兵衛が万治年間に退任とされながらその跡役が記載されていない。万治年間から貞享四、五年迄の町奉行の氏名の欠落がある。
- (25) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、渡辺助右衛門・高瀬儀太夫・宇野平八・松浦伝左衛門・赤座彦右衛門」の記載がある。
- (26) 名博物館本・国会図書本・犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、「土屋与五兵衛」。
- (27) 犬山図書本・大島家蔵本。なお上記本では「与五兵衛」の左横に「一曰、右衛門」の註記がある。
- (28) 名博物館本・国会図書本では空白になっている。犬山北小本では、年曆不知の横に「後、穿鑿仕候處、享保十三年の頃」の記載がある。
- (29) この雨宮忠左衛門と前記されている片山金左衛門の間に、名博物館本・国会図書本では、「<sup>金左衛門跡</sup>上田久兵衛」の記載がある。底本・犬山図書本。
- (30) 大島家蔵本・犬山北小本では、この上田久兵衛を欠落させている。  
 名博物館本では、この横井弥三右衛門の註として「御同心」と記載。
- (31) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (32) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、鷺見清左衛門・岩井伝左衛門・増田貞藏・正田村左衛門」の記載がある。
- (33) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、正田村左衛門・増田役左衛門」の記載がある。
- (34) この記事は名博物館本・国会図書本がない。
- (35) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、鷺見清左衛門・岩井伝右衛門」の記載がある。
- (36) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、岩井伝右衛門・小川市右衛門」の記載がある。
- (37) 犬山北小本には、この鷺見清左衛門に統いて「小川市右衛門」の記載がある。
- (38) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、岩井伝左衛門・小川跡役石岡権左衛門」の記載がある。
- (39) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、岩井伝左衛門・石岡権左衛門跡栗治転役松浦久治」の記載がある。
- (40) 犬山北小本には、「文化六（年）より」のみで、任期終了年の記載なし。
- (41) 犬山北小本には、この手代に統いて「御足軽、正田京助・中島幾十郎、山本御足軽、和田弥左衛門」の記載がある。
- (42) 犬山北小本・国会図書本・犬山北小本では、「文化十五（年）より」のみで、任期終了年の記載がない。尤も底本・犬山図書本・大島家蔵本でも、任期終了年数の記載はなく終了年号のみ。
- (43) なお、名博物館本・国会図書本では、町奉行の記事はこの所で終了している。
- (44) 犬山北小本では、「手代、丹羽転役跡小守弥三郎」となっており、前

- 記の町奉行山本七郎兵衛の手代の項では、「丹羽病死跡同苗勇治」となっている。そして、この重松治兵衛の手代に続いて次の記事がある。
- 「御足軽、岩井専吾転じて跡森豊蔵。奥村茂十郎にて正田跡役也。右御同心衆より御勤之節、御足軽は御家より御附属として、御手代は御役所抱に有之。御同心(領)明知より給米出候哉にも聞伝へ侍る。」
- (44) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では、以下の記事の記載はない。
- (45) 名博物館本・国会図書本では、この続きとして「右の練屋町彦助は今其家絶したる歎不知。孫左衛門は保浦理左衛の書損なるべし。理左衛門家譜に此事見たり。」の記載がある。
- (46) 名博物館本・国会図書本・犬山北小本では、以下の記事の記載はない。
- (47) この「惣年寄」の記事は、名博物館本・国会図書本・犬山北小本にはない。
- (48) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本。名博物館本・国会図書本も同内容の記事であるが、「一御改のよし聞侍る。」となつていて。
- (49) 名博物館本。
- (50) 名博物館本・国会図書本には、この註の記事はない。
- (51) 名博物館本・国会図書本。
- (52) 名博物館本・国会図書本。
- (53) 以下の註は、名博物館本・国会図書本に記載なし。
- (54) 名博物館本・国会図書本には、この註の記載なし。
- (55) 名博物館本・国会図書本には、以下に記載なし。
- (56) 大山図書本・大島家蔵本。犬山北小本も同内容文。
- (57) 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになつていて。 「御当地にむかしより野畠庄屋と申て、犬山羽根村に老人、御当地に老人有之處、文化年中、観役になる。犬山の者持高の分は犬山の庄屋取扱
- (58) 名博物館本・国会図書本では、ここに所が「川並方取扱御改革以後、神戸弥兵衛手先より改候事にて、うかい町にて兩人此名目はじまる。」となつていて。
- (59) 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになつていて。「村方に大庄屋と申は、宝暦より明和の始迄、内田村にて秋野甚助といふもの、苗字・帯刀御免にて相勤む。六ヶ村庄屋の事は、内田村式人給米余坂村式人給米中切村式人給米大本町老人給米木の下老人給米出来町老人給米右九人の處、時により其村方に庄屋老人・組頭式人、又は老人庄屋の村も式人にて勤る事も有。此外、丸山新田庄屋老人。是は余坂村にむかし有之處、文政四年より新田にて老人相勤。犬山御山廻 人給米<sup>ムテ</sup>」 山廻りの役人の人数とか、村庄屋の給米等を後に記入しようとして空白にされている点が注目される。また文政四年の記事があるところから、名博物館本の卷の九がこの年以降に書かれたことが知られる。
- (60) 名博物館本・国会図書本では、「惣町代の当役」となつていて。底本によると前出のように、惣町代は文政十二年十二月十八日に惣年寄と改名しているので、底本の原本の卷の九が一八二九年(文政十二)十二月以降に執筆されたと考えることができる。
- (61) 名博物館本・国会図書本には、「岩井屋藤兵衛」の名はなく、これに代つて「保浦惣兵衛」の名が記載されている。
- (62) 名博物館本・国会図書本では、「玄佐」の名はない。底本通りに玄佐を加えると十三名になり、後出の本文「右十式人と聞へける」と矛盾してくるので、この「玄佐」は間違つて挿入したのであろう。

(63) 名博物館本・国会図書本では、「鍋屋与惣右衛門」。

(64) 名博物館本・国会図書本では、これ以下が次のようになつていてる。

「弥七郎・弥右衛門・市郎兵衛・（網遣）あみつかい彦兵衛・うつかい九右衛門・（鶴遣）与平治・助六等也。」

(65) 名博物館本・国会図書本では、この清三郎と前の伊兵衛の間に「此節不出、尾閑屋新左衛門」の記載がある。

(66) 名博物館本・国会図書本では、この庄屋と前の様乗惣代の間に「是は御入部の節計り鶴匠」の記事がある。

(67) 名博物館本・国会図書本では、「卯月」。

(68) 名博物館本・国会図書本では、「町方帳除に成。」

(69) 名博物館本・国会図書本では、「弥兵衛・弥次左衛門」。

(70) 名博物館本・国会図書本では、これに続いて「又、寛政七年卯に名古屋寺社御奉行所へ差出しになる。」の記載がある。

(71) 本書『犬山里語記』の著者。肥田信易自身。

(72) 名博物館本・国会図書本には、この文政十一年・十二年の記事は記載されていない。

(73)

名博物館本・国会図書本では、以上の記事に続いて、次に「飛驒騷動」に関する項が設けられて記載されている。しかし、底本・犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、この「飛驒騷動」に関する記事は巻の十二に当る拾遺前編に記載されている。

なお、名博物館本では、この「飛驒騷動」の記事に続いて、頁を改めて「附録 大殿様御卒去の事」と見出しが記されているが、その記事は記載されていない。犬山城主成瀬正典が死亡したのは一八二〇年（文政三）十月であるので、ここに云う「大殿様」とはこの人を指すであろう。

## 犬山里語記 卷の十 目録

## 犬山里語記 卷の十

### 一、御献上の御品

#### 一、犬山名物

附り、田畠・山野に生るもの

木曽川にて漁する魚

#### 一、里人の製作

附り、銘酒醸する家々

#### 一、竈石・木葉石の事

#### 一、焼刃土の事

### 妖怪の部目録

#### 一、勘五郎火の事

#### 一、一本杉鬼火の事

#### 一、桜林御氏へ狐石打事

#### 一、饅頭喰せの事

#### 一、杉石喜内といふ事

#### 一、狐共託願の事<sup>(1)</sup>

### 産物の部

一、岩茸・干瓢・粕漬鮎。

右三品、御献上の御品也。

むかし、忍冬酒御献上にて有之処、今は干瓢になる。

一、里語に、御城山に生る筮木を以て上品とすと云。これは乾の字義によること欵。

一、犬山の名物と呼ぶものは蓖蕎・かうじ。此式品は犬山の名を添る。

一、岩茸は御城山に生るもの也といふ。

一、田畠に生るのは、粳・糯・大麦・小麦・大豆・小豆・大角豆・そら豆・ゑんどう・大根・牛房<sup>(旁)</sup>・蕪・菜種・胡蘿蔔・蜀黍・粟・黍・稗・胡麻・荏・さやさざげのるい・芋類・薯蕷・木綿等なり。

地理よくして、食物の美味尤上品とす。右の外、瓜のるい・橘の類に到迄そだたずといふ事なし。<sup>(2)</sup>

一、木曽川に漁する魚は、鮎・鱒・鯉・鱸・鰻・うぐい・銀鈔・鮎・かなくし。此外、小川にて漁するものは、とち・なます・鮒・鮎・小鯉等なり。

一、野方に生るのは、松露・蕨・せんぼく・いちご・うず・こびるの類。<sup>(7)</sup>

一、山方に生るものは、香草・松茸・メ治・岩茸・鼠手茸<sup>(8)</sup>・白まい<sup>(9)</sup>・狼茸<sup>(10)</sup>・初茸<sup>(11)</sup>の類。

一、菓の類は、梅・あんず・枇杷・柿・栗・胡桃・榧・櫻桃・茱萸・山梔子・棗・木瓜の類。

一、里人製するものは、こんにゃく・索麪・豆腐・飴くはし・干くはし・蒸菓子・小麦の粉・荏（油）・種（油）・胡麻油・木の実の油・味噌・溜り・醤油・酢・酒・蠟燭・傘・团扇・扇・ざりす籠也。銘酒は左の家々にて釀す。

一、忍冬酒 和泉屋弥五右衛門釀之。

一、山路露 岩井屋藤九郎釀之。

転法輪大納言様御詠に

谷深み木の下陰に咲菊は山路の露の恵みぞふらし

季晴

藤九郎、秘藏之。

一、藤袴<sup>(井)</sup>菊重 讀岐屋八左衛門釀之。

一、若緑 鎌倉屋庄右衛門釀之。

右の三銘は諦幻院様より下し賜る。

一、不二の露 いづみや弥五右衛門釀之。

一、枸杞酒 越後屋平右衛門釀之。

一、春霞 住吉屋勘七釀之。

右の外にも、齡の友・松が枝・石清水・一つ火等の酒は酒造の家々にて釀之。

一、打物の類、庖丁・剃刀・小刀・鋏・鎌等なり。

むかしは、鍛冶屋町に自広・兼助・兼常・包重・家久等をはじめ

て、小鍛冶に至る迄三十六軒に製すると云。関東の道者、この地に來りて求之。其家々の得意にして其家に止宿す。今は岐阜関に替りて、当地はなし。近來、奥州会津の御鍛冶中条藤助道辰といふもの來りて、庄右衛門、門人と成りて道辰の伝を受、刀鋸を鍛ふ。農鍛冶の製する鍬・鎌をはじめ農具は鍛冶の家に製す。<sup>(15)</sup> 大山四、五里の近村は、多く此地に來りて農具を求む。大山に製する所の農具は土にきれよく、減ること速しといふ。土地に生る水の性なるべし。

一、瓦 瓦師市郎兵衛製之。

瓦坂にて製たるよし聞へ侍る。今は、市郎兵衛、百年前に濃州青野

郡赤坂より呼よせて製すると云。

むかし御城御造営の節、芳賀六左衛門と云者也。

一、陶類は 丸山新田にて製作す。

文化七年、御庭焼上本町嶋屋宗九郎願に依て始て製す。同十四年

丑三月、右株を同町わたや太兵衛へ譲る。

一、石工<sup>(19)</sup> 石工半右衛門<sup>(中切村の住人)</sup>

うる馬山に石を彫出し、当御城御用を達候ゆへ、平日うる馬の山家に住居す。

一、竈石<sup>(21)</sup> 善師野村御山にて彫。

一、木のは石<sup>(23)</sup> 右同所より出ず。

これは、石の割口に木の葉の跡有りて、珍石也。

一、刃焼土

むかし、鍛冶屋町の銘鍛冶、此土を以て焼刃す。家久、申残した

る由。内田御門前ひがし伏坂より南東の方、四枚目の田の畔にて

掘出すといふ。今の銘かぢ道辰、伝にてこれを不用。

一、鍛治の吹卒子<sup>(ママ)</sup>先に当る刃口といふもの有りて、濃州狭間山より  
出す。関鍛治・犬山鍛治等はこれを用ゆ。世間に珍しきもの成よ  
し。奥州の道辰、申聞たり。世間にては、多くは土をかためて其  
形ちを作り用る事也と云。

一、操綿・打綿・も綿・嶋類・紺糸・蚕・山繭のいと等、里人の製  
するもの也。<sup>(27)</sup>

### 妖怪の部

昔より橋爪村青木堤に勘五郎火といふ事あり。毎年夏月、青木川  
の堤に夜々靈火徘徊す。里語に、四百年前、勘五郎といふ者ありて、  
田に水論し、人に殺（され）たり。其母、是を悲しみ、もの狂ひし  
て死すと云。其靈火なり。かかる所、青木川のつゝみ破壊する事每  
年なり。農民これを悲しむ。その祟にもありなんといふ。寛政のこ  
ろ、北みの狭間村によくトする婆子あり。世俗、この姥をアリマ  
サといふ。こゝに頼てトせしむ。婆子いわく、（勘五郎）母子の魂の  
なす所也。名僧知識の吊をうけて其魂魄を鎮給ふ事肝要也と。（依て）  
其ころ、徳授寺の現住大陽和尚に願て、青木川の堤にて大施娥<sup>(餓鬼)</sup>を  
修行し給ふ。幽魂、この徳に化して其後堤の破壊する事もなく、里  
人、和尚のとくを仰ぎける。

### 鎮妖火頌<sup>井序</sup>

当国丹羽郡橋爪村從古有妖火、伝曰之勘五郎火、其状如炬然矣、  
到夏夜深更則必徘徊于田野寂寞之地、加之近載村裡堤封一處數  
有破壞、庶民為之憂苦、問之濃州婆子、婆布ト曰、是乃勘及母  
之所致也、又從而說其兆曰、昔彼也民唯六七家而勘為其一矣、

勘早喪父隨母居焉、年甫十七八、或夜灌水於田、隣人亦灌、因  
隣人爭水打勘甚（也）、故勘立地死矣、隣人大驚倉皇埋之、帰家  
告事挙家秘之嚴也、勘之母未知之、稍至天晚為勘持餉往田、見  
之勘無所在、不堪悲憤報之隣並、隣近相驚相議、日夕尋之終無  
得而止焉、母弥悲之独自忘飢渴、日以続夜手把炬火号泣而相求、

憂心如醉、精盡力盡命亦隨盡也、爾來四百余年魂魄猶如生時憂  
（患）<sup>(29)</sup>未免焉、是故必也逢彼節、則有燃炬火者也、抑又近年所  
以提封數壞者、年代（深）<sup>(30)</sup>遠而愁亦積多故故也、非敢害民其本  
緣水也、若能闔村効力資薦冥福祐、以母子法号於堤封分破兩辺  
(築)<sup>(31)</sup>壇收焉、母称山神、子称荒神、村民至心祭之不懈、則（惟）<sup>(32)</sup>  
幸矣、於是衆民熟考驗之、非全無其由來也、繇是屈請山僧及徒  
衆、就于其堤封破壞之地、開甘露門一會誦懶嚴咒一上以伸供養  
者也、義山及授之法号、母称一乘院唯有妙法大師、子称照見院  
五蘊全空信士、造一塔打一偈而以充拈香、云維辰寛延三年歲有

庚午八月廿二日、

四百強年母子魂 隱憂相結託橋村 江流今幸修冥福 当下豁開  
甘露門

一、宝暦年に魚屋町木屋治郎七、東美濃より夜更て帰る。馬堤の辺りにて挑灯の火は消たり。闇さはくらし、小雨は降り来り、池越一本杉の北を見侍れば火かげ有りて、何かものさはがしく、是を（見）るに人部多く集りて、馬の口を取、手に／＼松明を灯したり。是は何事やらんと思ひしに、みな／＼妙感寺をさして行去りぬ。急ぎ余坂口へ歩みつきたれば、瓦屋の南垣に火燃立て見ゆ。是はいかならんと驚き、まづ町口利兵衛と云人の戸をけわしく叩き起したり。利兵衛出て何事ぞと問ふ。件の事を急ぎ語りけるに、元との闇夜となりて何事もなかりける。予思ふに、此辺みなむかしの古三昧の地なれば、亡靈の火のなす事歟。むかし軍役等の事有て、人部も集りこらぬ。其幽魂の出たる歟。

一、享保十四年十月廿三日、御城内七間町桜林百助御屋敷へ、何事かしけず昼夜石をうつ。同廿五日夜、石戌つうち込む。行灯を消す、火をとぼす間に、行灯の紙に書付をいたす事、左の通。

おれワ称すみ十月二十二日よかうき年んて  
もきかん

もち市石つけやむに

こゝろろくにもてよ

上下奈四

もちおつけよといにきかん

ころう

一、明和六年丑の夏より秋に至りて、諸国饅頭喰せといふ事有。いかかる事哉、旅人來りて小童に饅頭を喰はせて、毒に中らせ殺す

といふ。かゝる所に、羽黒村興禪寺和尚、竹皮に包みたる焼饅頭を羽黒川原にて拾ひ、見給ふに有來りたる饅頭にてもなく、不審に思ひて当御役家の内懇意の御方へ持参し見せ給ふ。仍て重役の御方迄御覽有りて、まづ犬にこれを喰はせて試み給ふに、毒に中るのけし（き）は少しもなかりける。<sup>(33)</sup> いかなる事ぞと御役家の御衆御評定有之処へ、羽黒村より急ぎ注進申上けるは、饅頭喰（せ）今日当村へ参り小童共に喰せ候處、血を吐候よし申来る。これに依て御役人様御頭に、<sup>(34)</sup> 目明老人・長吏の者等御召連、かの地へ御出張被成候處、何の跡方もなくして御帰り有。又、今井村より善師野村、栗須村え御見廻り有りて御帰り被成候處え、今井村より急ぎ御注進申上候。先刻御帰りの後、かのもの当村へ参り何方へか逃失の旨申上候に付、又々御役人様御出被成候處、これ以て跡方なし。爰かしこと御搜しあれども不知。其後に前原新田にて六部老人召捕、入牢被仰付、御吟味の処、生國加州の者にて委細もなし。御城下にては番所を被仰付、旅人の荷物を改る事也。何故の事にや、饅頭喰せと言てわけもわからぬ事にてありける。妖怪のいざのふ事なる歟。

其ころまでは、今製するやきまんぢうといふものなし。しかるを、名古屋飴くはしやにてはじめて焼饅頭を製す。和尚の捨ひ給ふ竹皮づつみは、穿鑿するに、下本町の住人孫九といふ者、なごやに出て珍しきくはしゆへ、孫・女子へみやげに求て来るを、羽黒川原に休息して取落したるもの也と聞ゆ。

和尚、予が亡父と交りふかくして、右の節、予所へ立より先

づ家の者へ見せ給ふ。和尚制して、毒有り、指びにいろいろべからずとかたりけるを、折々ものがたりに聞へ侍る。

一、寛政十弐年申夏、産社の境内に木を伐りたり。社地に隣る名栗町勘左衛門といふ者有り。七月朔日夜、何となく家鳴す。妹井男子千之助といふもの有。此千之助は家鳴りの事不審に思ひ候得共、近隣へもかくし置候處、二日夜も同様也。又、石をうち、また、あるぞりなどをうち込む。又、縁の下にて鋸挽の音をなす。縁ねだをコン／＼と拍子取叩き、其なす事奇怪也。神主家へたのみ祈禱の札などを貰ひ敬ひけれども不止。五日夜まで毎夜同様なり。不審成事いたしかたなく、町内の者一統集りて、明日は家の縁をはずし壁を落し、家の掃除せんと口々に申侍れば、五日の深更に及んで盲千之助申けるは、是迄いろ／＼不思議なる事はわたくしの成す事也といふ。夫は何故と尋るに、千之助云、われ／＼が住む所、御社内の樹木を伐り給ふが故に住所なし。是非なく此家に來り、縁の下にて鋸切りは治太郎向の新平かん／＼の音は八百蔵はは近隣の子也以上八人していろ／＼といたしたる事申侍る。盲なれば其かたちは不知。子共同志のことなるやと思ひやせん、先ごろ杣なる中切の忠八を木より落したる事はいかがと、番したる者より尋ければ、あの者ども其儘にいたし置候ては又候木を伐り候故、代治郎が繩をときおとしたり。何卒御社内に木を植給ひて、われ／＼の住む所をなさしめ給へとたのみける。これに依て翌日、思ひ／＼に木を植て茂りとぞしたりける。先日木を伐りたる杣参り、右の次第を聞、膽を冷して杣申よしは、先日拝殿に泊り候節、ある夜

八ツ比に拝殿鳴動する事有。其事を不忍居申候。翌日また木を伐り候に、左の指を過ちいたし只今に不自由也とぞ申ける。是は神木を伐り候祟にてもあらんと思ひ、前原新田へ引移居申候。盲千之助これを聞、ゆび今に不癒哉。そのしかたを見せんと（石）壠つ取て、壠尺計の木の枝と縁の下へうち入れば、俄に鋸挽の音にくさびをうつ声かん／＼とする。かの杣も大（に）驚き、何卒御断被給可被下と千之助へ頼みければ、千之助申様、白山様へ十式銅を上げ、御神樂を上られよ。指のいたみは直してやろうとて、年数豆をつゝみ、銭壠文添て渡しける。翌日、杣指のいたみを忘れて驚き、悦び（礼）にぞ來りける。千之助申けるは、此家の裏の方に庭をおろし、一間を建て呉よと申候故、三畳敷の一間を拵て、以前縁の下より取出したる銭式文有、是を小社に祭りて福銭の宮と号しける。右の次第を聞伝へ／＼して、参詣の人袖をつらねて繁榮す。千之助は杉石喜内と改名し、病人の祈禱等もさし図し、祈禱のしるしもある事奇妙也。実は狸の所為にてぞありける。其後、小牧御陣屋より御役人様御出ありて、御さし留にぞ成にける。

一、瑞峯院様御入城の節、御女中衆を野狐おどしたり。御前の御機嫌大に悪敷、狐を憎せ給ふ。野狐どもこれを知りて悲み、御領内に住居なしがたくして、悲しさの余り薬師寺法印にこの事を告て御詫をねがふ。法印、憐みをたれて奉行所へ申達られたり。御城代様へ御達の所、野狐の事とて其儘に御捨置被遊候得ば、弥悲み、法印へ再願す。依て御前に達し給へば、狐は物事を教る事もあり、

領知山内に住居は不苦との御意也。野狐どもその御意を知て、直に法印へ礼を申たるといふ事伝へける。

一、むかし御家中に伊勢文五右衛門と云御方有。元禄の比也。計り屋蛇といふ大蛇を斬給ふ。計りやとは今の地方御役所也。伊勢御屋敷は上大本町東がわ北の角也。此大蛇、冬は計り屋にすみて、夏は三光寺御山に入る。計り屋出て、此屋敷の高塀の棟を這來り、夫より御堀に入る。頭は御堀に届きしに、尾は高塀に有るほどの長さ、広き陌中に余れり。かの蛇、高塀の棟這来る所を館にて其腹を突給ふ。倒落て死たり。刀を以てこれを切り、下人（をして）俵に入、木曽川に流したり。式儀ありたるといふ。下人は寺内町のものにて、（川より）帰りにふるい出し、大熱病と成て死す。伊勢御氏の奥方も大ねつ病にて死し給ふ。又、女子老人有、是又、類病にて死し給ふ。主人も同様にて家内三人とも死て、家は終に断絶とぞ成にける。全大蛇の為に百五十石の領知を失ひ給ふ事、悲むべし。

一、天明年間に田中の森を伐て大に祟を受たる事有。其節の御代官山田嘉左衛門といふ。右地を畠けにせんと計りける。神主大隅守代也。願にて伐払はせ候処、杣・伐りいたすものいづれもあやまりいたし、中には死たるものも有之。右森の樹木、板に挽、川下し、起村酒屋某買候処、此酒屋煩候て終に死す。割木・枝葉を三浦茂兵衛、薪に買取せたる処、藪に三つ枝の付たる竹の子生へて、奥方・子共衆メて三人病死。桶屋弥兵衛といふもの杉板を買候て、熱病相煩、是も死す。山田嘉左衛門は卒中風にて死去、家絶す。神主も故有りて身退き、追て帰職し隠居と成り給ふ。其後、内願

にて又々樹（木）を植て<sup>(立)</sup>、今の森とす。以来、鍛治職より小社を建立してこれを祭り、鉄床を直す場に借りなす。

## 注

- (1) 名博物館本・国会図書本には、これらの目録は記載されていない。
- (2) 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになっている。
- 「田畠に生るものは、粳・糯・大麦・小麦・大豆・小豆・大角豆・黍・粟・稗・菜種・芥子実・大根・牛蒡・胡蘿蔔・芭・蕎麥・蜀黍・胡麻・荏・里芋の類・薯蕷の類・蕪・さやさゝげ・ゑんどう・そら豆・生綿等なり。其外、瓜・西瓜・かぼちゃ・冬瓜・きうり・夕がほ・京瓜・醫粟・麻等に至まで育ずといふ事なし。尤、品物よろしくして佳味也。」
- (3) 「かなくじり」、即ち鰯（かまづか）、「いわな」のことか。
- (4) 鱗（すっぽん）。
- (5) 梨子（くちなし）。
- (6) 鳥頭。
- (7) 小蒜（ごく）。行者忍辱（にんじゆ）の異名。
- (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)
- 「ねずみのて」、即ち帯革（ほうきだけ）のことか。
- しろしめじ。
- 「ろうじ」と発音して、黒皮（くろかわ）、即ち、しめじの一種か。
- 名博物館本では、この項の記事は次のようになっている。
- 「山方より出るものは、松・杉・檜の用材井板の類・薪・柴。革類には、初茸・松茸・しめじの品々・鼠手茸・白まい・芝かぶり・香茸・椎茸・岩茸・ろうじ・榎茸・木耳等也」。(国会図書本とは多少の差異あり)
- 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになっている。
- 「木の実の類は、梅・杏・李・枇杷・柿・梨・胡桃・桃・かんもゝ・榧・りり」
- 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになっている。
- 犬山図書本(この巻は安政二年五月下旬に写本されている)には、これに続いて次の記事が加筆されている。
- 茱萸・山梔子・棗等なり。」
- 螽斯（きりぎりす）のことか。
- 名博物館本・国会図書本にはこの記事はない。これに代って「枸杞酒・若みどり・春かすみの三品は今なし。」の記載がある。
- 名博物館本・国会図書本では、この項の記事は次のようになっている。
- 「打もの類、庖丁・かみそり・小刀の類。むかしはかぢや丁にて多く、其職も有りし由。今は包重にて草鎌を製す。近來、道賀、刀鋸を鍛ふ。庖丁・かみそり等は小鍛冶にて少々づつは製す。」
- 名博物館本・国会図書本には、この註の記載はない。
- なお、犬山北小本では、この項・註の記載は次のようになっている。
- 「打もの類、庖丁・かみそり・小刀。むかしは鍛冶屋町にて多く其職も有りて、関東の道者は犬山に来り、是を求るといふ事有。包重の家のみ残りて草鎌を製す。近來、道辰の門に入て、道賀・道秋、刀鋸（カブト）を鍛へ、又、刺刀・（剣）庖丁の類少しほは小鍛冶にて製し得る。」
- 近郷は勿論、小牧・岩倉の在、一宮辺東は内津辺近も農具は犬山に來りて製すとの事なるか。犬山に製する時は、へり方遅し。外々の鍛冶に製しさせたるは早く減したりといふ事あり。」
- 名博物館本・国会図書本には、これらの説明文はない。
- 犬山図書本・大島家蔵本では、「むかし御城御造営の節、芳賀六左衛門と云者、瓦坂にて製たるよし聞へ侍る。今は、市郎兵衛、百年前に濃州青野郡赤坂より御呼よせにて製すと云。」となつており、この方が底本より文意がはつきりする。
- 名博物館本・国会図書本には、この註の記載はない。

- 「此後、染村<sup>(アマツ)</sup>楨清に似たる類、数多作り、其後、瀬戸辺志多見村とか申  
処より清蔵・惣兵衛と申者引越來越り、御城主様格別の御引立、且又、御  
好みにて、三光寺御殿御庭にて出来候訳合、其後、取続き赤画吳洲うつ  
して、追て上作にも相成候。安政代、一入見事なり。」
- (19) 犬山図書本には、この項の記載なし。
- (20) 犬山図書本には、これに続いて次の記事が加筆されている。  
「有故て名字御免許被成、県氏と名乗候。」
- (21) 犬山図書本には、「又、床石と云」の註記がある。
- (22) 名博物館本・国会図書本では、「善師野寺洞山より出す。」
- (23) 名博物館本・国会図書本では、「木のは石・矢の根石。」
- (24) 名博物館本・国会図書本には、この註の記載はない。  
なお、「木のは石」とは植物化石のことである。
- (25) この項について名博物館本・国会図書本は次のように記している。  
「鍛治の焼刃土は家久・孫三郎申残したり。内田御門前臥坂より南東の方、  
田四枚目畔際に掘出し用ふといふよし。道辰の門人は此土にあらず、別に伝あり。」
- (26) また、犬山北小本は次のように記している。  
「刃焼の土は銘鍛治家久の申残したるに、内田御門前臥坂より南東の方、  
田四枚目の畔際に掘出し用ふといふよし。道辰の門人は此土にあらず、別に伝あり。」
- (27) 名博物館本・国会図書本には、この項の記載はない。  
「繭は春子・夏子とも、里人多くこれを糸とす。近來、山繭多く出て、  
年内糸に製す。」
- (28) 犬山北小本では、この項は独立していざ、前の項に続いて記載  
されており、それは次のようなになっている。
- (29) 犬山図書本には、これに続いて次の記事が加筆されている。  
「鍛治の吹草子先に当る刃口といふもの、濃州狭間の山より出で、関並  
犬山の鍛治之れを用ゆ。他所・他国になきものやと奥州道辰も珍しくこ  
れ遺れたり。操わた・打わた・もめん・同鳴類・認糸・春子・夏繭のい  
と等、里人の製するものなり。」
- (30) 同右
- (31) 『犬山視聞図会』・『尾張志』
- (32) 同右
- (33) 名博物館本・国会図書本では、この所は次の如く記載されている。  
「先づ犬にこれを喰せ給ふに、其犬食して何の毒に中りたる氣色も不  
見。」
- (34) 名博物館本・国会図書本では、「御役人一頭に」。
- (35) 堀国巡礼者か。
- (36) 名博物館本・国会図書本には、この註の記載はない。
- (37) 名博物館本・国会図書本では、ここのが「千之助は盲目也。家鳴の  
事不審に思ひ候へ共」となっている。後述されている内容（家鳴りをさ  
せていた張本人が千之助であること）からして、不審に思った主語は千  
之助でなく勘左衛門であり、名博物館本などの記述が順当である。
- (38) 名博物館本・国会図書本。
- (39) 名博物館本・国会図書本では、前項までで完了し、この項の記載はない。  
なお、名博物館本には前項に続いて、次の記載がある。  
「予がかきあつむる犬山里語記、いつしか御聞に達して、かたじけなく  
も御次迄奉被登、文政七年申の冬内御用を蒙りて、かきあつむる所の全  
部十二巻を同九年いぬの春三月に捧げ奉る。また草稿十一巻あり、これ

を官府に納む。嗟々官府に納るはいとおぼけなきことに思ひ侍れど、元和の其むかしは里語にありつたえて（後欠）」